

# 経営比較分析表（令和6年度決算）

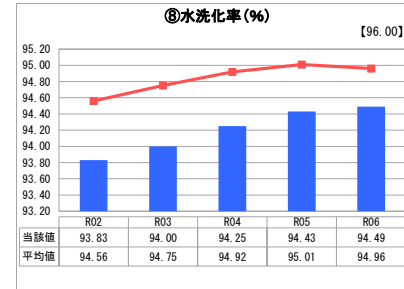
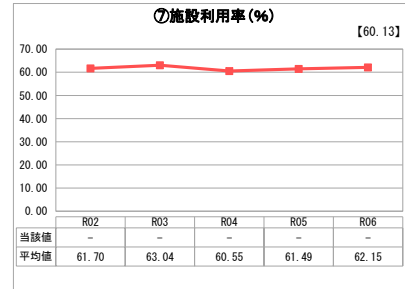
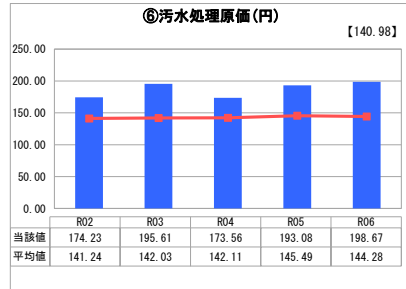
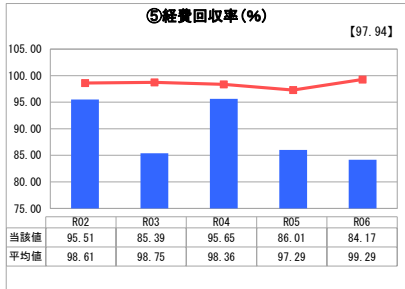
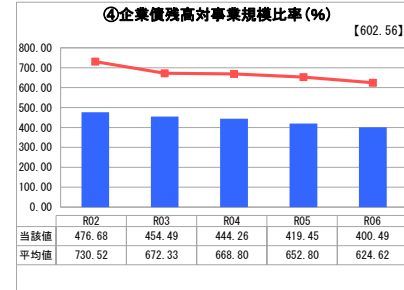
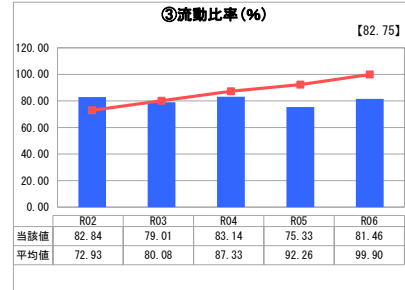
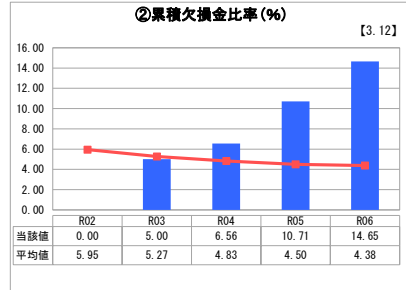
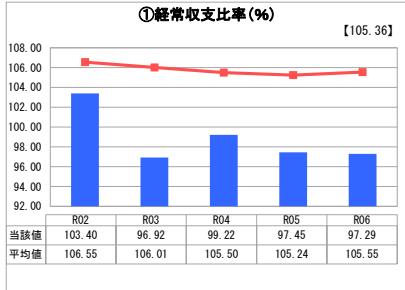
神奈川県 小田原市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Ac1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	58.89	83.92	69.31	2,636

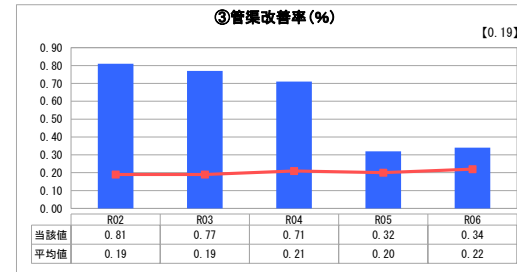
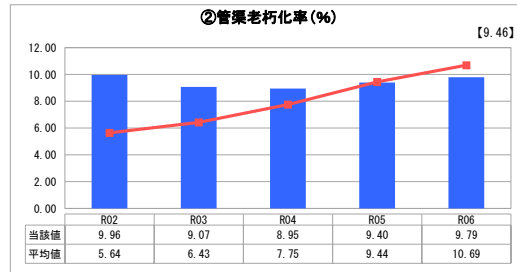
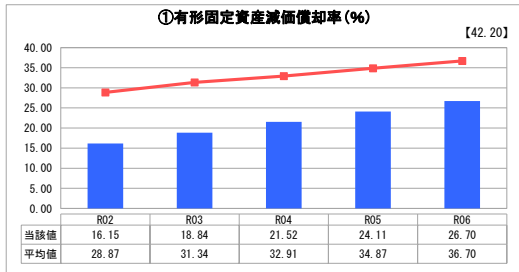
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
186,464	113.60	1,641.41
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
156,100	25.71	6,071.57

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和6年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

「①経常収支比率」は、前年度と同水準となりましたが、依然として、100%を下回っています。一般会計からの繰入が基準額を下回っているため、経営努力を行う一方で、繰入金の確保にも努めてまいります。

「②累積欠損比率」は、上昇傾向ですが、一般会計繰入金資本相当分を資本勘定における出資金として受けていることが主な要因であり、収益的収支の結果としての累積欠損金は大きく増加している一方、資本的収支においては、不足額を圧縮することが出来ています。

「③流動比率」は、前年度に比し、下水道使用料が約7千万円増収になったことなどが影響し、改善しました。今後は、物価上昇等の動向にもよるものの、企業債元金償還金額が毎年約1～2億減少となることから、中長期的に見れば、流動比率の改善を期待出来るものと想定しています。

「④企業債残高対事業規模比率」は、順調に償還が進んでいることから、平均値よりも低い状況にあり、今後も減少となる見込です。

「⑤経費回収率」は、一般会計繰入金のうち、資本相当分について、収益的収支に反映されない出資金として、受けているため、全国平均より低くなっています。

「⑥汚水処理原価」は、類似団体平均及び全国平均よりも高い状況にありますが、本市の人口密度が他自治体に比べて低いことなど、維持管理費に係る費用が高止まりしやすいなどが原因として挙げられます。

### 2. 老朽化の状況について

「①有形固定資産減価償却率」について、当市は平成28年度が地方公営企業法の適用初年度であり、平成27年度末までの償却累計額相当分を資産価格から差し引いて法適用初年度当初の取得価格としたことにより、前年度末までの減価償却累計額がないため、全国平均と比し、低いものとなっています。

「②管渠老朽化率」は、前年度から若干、上昇したものの、管路の改築・更新等改良に力を入れているため、老朽管渠化率の伸びを低く抑えることが出来ており、令和6年度は、類似団体平均値を下回るに至りました。今後は、災害に強く安全・安心な下水道を維持していくため引き続き、必要な投資を行ってまいります。

「③管渠改善率」は、類似団体平均値及び全国平均を上回っており、引き続き、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な改築・更新を進めます。

### 全体総括

老朽管渠の増加や人口減少の進展等下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増していることから、令和7年度は、料金改定の必要性有無に係る検証も含めた経営戦略の改定を行っています。検証の結果、令和11年度までは内部留保資金が減少し、厳しい経営環境が続くと想定されるものの、企業債元金償還金の減少が継続していくことから、事業継続に必要な一定の内部留保資金水準を確保することが出来ると見込んでおり、使用料単価等、様々な指標も含め、総合的な結果、現時点で、即座の料金改定は不要と判断いたしました。しかしながら、昨今の金利上昇・インフレーションの傾向を踏まえ、最も割合の大きい流域下水道維持管理費負担金等支出面の動向によっては、下水道施設の適正な維持管理のため、料金改定を要することも想定されます。今後も効率的な経営に努めつつ、毎年度、財政推計を行い、経営を注視してまいります。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。